

沖縄県北部医療組合職員被服等貸与規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県北部医療組合に勤務する職員（非常勤職員を除く。）に対する被服等の貸与及びその保管方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与する職員等の範囲)

第2条 別表ア欄に掲げる者で、常時その業務に従事する者に対しては、予算の範囲内で同表イ欄に掲げる被服等を同表エ欄に掲げる期間貸与する。

(貸与被服等の着用等)

第3条 被服等の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、その業務に従事するときは、特別の理由がある場合を除きこれを着用しなければならない。

2 被貸与者は、被服等を譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

(被服等の保全)

第4条 被貸与者は、貸与を受けた被服等を善良な管理者の注意をもって保管し、その用法に従い効率的運用に努めなければならない。

2 貸与期間中の貸与を受けた被服等に要する一切の費用は、被貸与者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(事故報告)

第5条 被貸与者は、貸与を受けた被服等をき損して使用に堪えなくし、又は紛失したときは、速やかにその品名及び理由を事務局長に届け出なければならない。

(弁償)

第6条 被貸与者は、自己の責めに帰すべき理由により貸与を受けた被服等をき損し、又は紛失したときは、これを弁償しなければならない。

(返還)

第7条 被貸与者は、貸与期間が満了したとき、又は被服等を貸与する職員等でなくなったときは、貸与を受けた被服等を返還しなければならない。ただし、再使用が不能な被服等は、この限りでない。

(再貸与)

第8条 管理者は、貸与期間が満了したとき、又は第5条の届出があった場合において必要があると認めるときは、再貸与する。

(被服等貸与整理簿)

第9条 事務局長は、別記様式の被服等貸与整理簿を整理し、貸与状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に既に貸与を受けている被服等は、この訓令に基づいて貸与を受けたものとみなす。この場合において、貸与期間は、現に貸与を受けている被服等の貸与を受けた時から起算する。

令和8年7月21日

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

別表（第2条関係）

ア 被服等を貸与する職員等の 範囲	イ 貸与被服等の範 囲	ウ 員数	エ 貸与 期間	オ 備考
土木事業、建築事業等の現場の 監督又はその実施に従事する者	作業服（上下）	1	1年	
	安全帽	1	3年	
	雨合羽	1	2年	
	作業靴	1	1年	
	雨靴	1	1年	
営繕等技術的業務に従事する者	作業服（上下）	1	1年	
	作業靴	1	1年	

別記様式（第9条関係）

被服等貸与整理簿

発令年月日		所属課（室）	職 名	職 種	氏名 性別 男 女	
貸与品	品 名					
	貸 与 期 間					
年度	数 量					
	貸 与 年 月 日					
	満了年月日又は返納年月日					
年度	数 量					
	貸 与 年 月 日					
	満了年月日又は返納年月日					
年度	数 量					
	貸 与 年 月 日					
	満了年月日又は返納年月日					
年度	数 量					
	貸 与 年 月 日					
	満了年月日又は返納年月日					
年度	数 量					
	貸 与 年 月 日					
	満了年月日又は返納年月日					